

広川町新庁舎現金自動預払機（ATM）設置事業者募集仕様書

1 名称

広川町新庁舎現金自動預払機（ATM）設置事業者募集

2 内容

広川町役場及び防災拠点施設（以下「広川町役場等」という。）への来庁者の利便性が向上するような機能として、現金自動預払機（ATM）を設置し、運営を行う事業者を募集するもの

3 設置場所

広川町新庁舎駐車場（令和 5 年 8 月頃終了予定）

※平面図については、別紙のとおり

4 ATM の設置条件等

（1）設置申請

設置事業者は、ATM 設置場所として使用する部分について、広川町財産管理規則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 10 号）による行政財産使用許可申請書を提出し許可を受けること。

（2）使用許可期間

使用許可の期間は許可の日から令和 15 年 3 月 31 日までとする。

許可期間終了の 6 か月前までに町、設置事業者のいずれからも期間の更新をしない旨の申し出がない時は、1 年間自動的に契約を更新するものとし、以後同様とする。

また、更新する場合には、使用許可期間終了の 30 日までに継続申請を書面で提出すること。

（3）稼働日

平日、土曜日、日曜日及び祝日

但し、年末年始期間（12 月 29 日～1 月 3 日）については、稼働させなくてもよい。

（4）必須機能

引き出し、預け入れ、振込、残高照会及び通帳記入の機能を有すること。また、故障時や問い合わせに対応するため、インターホンを設置すること。

（5）必要経費等

ア 現金自動預払機（ATM）設置及び撤去に係る経費

現金自動預払機（ATM）の設置及び撤去に係る経費は、設置事業者の負担とする。ただし、新庁舎駐車場整備工事の工事内容を変更する必要がある場合には、変更となる工事については、町が実施することも可能であるが、変更工事費相当額については、設置事業者が負担すること。

イ 現金自動預払機（ATM）運営に係る経費

機器のメンテナンス、現金の補充・回収、現金運搬時の警備、故障時の対応等の現金自動預払機（ATM）運営に係る経費は、設置事業者の負担とする。

ウ 光熱水費（電気代）

光熱水費（電気代）は、設置事業者の負担とする。

(6) 使用上の制限

ア 要項及び仕様書の記載事項を遵守し、貸付料を確実に納付すること。

イ 設置物件を現金自動預払機（ATM）の設置・運営のみ使用することとし、他用途に供してはならない。

ウ 本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

エ 現金自動預払機（ATM）を初期設定、修理等による入替の場合の搬入時間及び経路については、町の指示に従うこと。

オ 現金自動預払機（ATM）について修繕、代替その他原形を変更しようとするとき又は使用計画を変更するときは、事前に町の承認を受けなければならない。

(7) 原状回復義務

使用許可期間が終了したとき又は使用許可が取り消された場合は、使用許可期間が満了するまでに、設置事業者の費用で現状に回復すること。

なお、原状回復の義務を履行しないときは、町がこれを行い、その費用を設置事業者の負担とする。